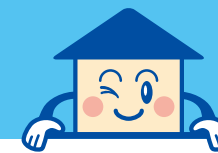


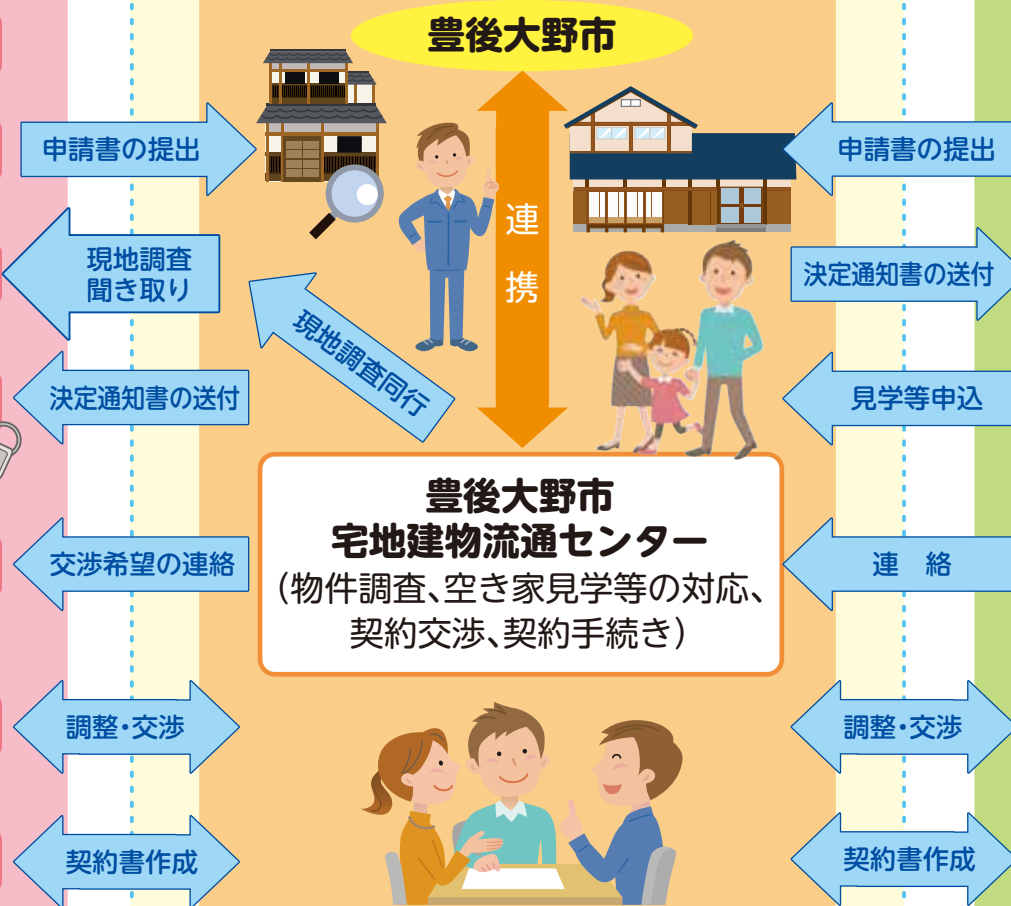
# 空き家バンクの概要及び利用の手順等



## 空き家所有者（売主・貸主）

- ① 空き家の賃貸・売買を検討
- ② 空き家バンクへの登録申請
- ③ 現地調査の立会、条件等の確認
- ④ 空き家バンク物件登録の決定 有効期間：3年間  
※市が鍵を預かります。
- ⑤ 契約交渉受諾の確認
- ⑥ 具体的な契約条件等の協議
- ⑦ 契約の締結

## 豊後大野市空き家バンク



## 利用者（買主・借主）

- ① HP等により空き家情報の確認
- ② 利用希望者の登録申請、ニーズ確認
- ③ 利用希望者の登録決定 有効期間：2年間
- ④ 空き家情報の問い合わせ、見学申し込み
- ⑤ 契約交渉希望の申し入れ
- ⑥ 具体的な契約条件等の協議
- ⑦ 契約の締結

### ■ 空き家所有者の方へ (物件登録にあたっての注意事項)

- ◎物件の登録にあたっては、市に鍵を預からせていただくことと、ホームページ等に空き家の情報を公開することに同意をいただくことが条件となります。
- ◎空き家バンク登録後も、契約が成立するまでは、空き家の管理は所有者の責任において行っていただきます。
- ◎既に、買い主が決まっている物件は空き家バンクへの登録ができません。
- ◎物件の状態(老朽化等)や条件によっては、登録をお断りする場合があります。
- ◎空き家バンクは、登録期間内に契約の締結を保証する制度ではありません。

### ■ 空き家バンクの利用方法について

- ◎登録物件については、豊後大野市移住定住ポータルサイト「空き家バンク物件一覧」をご覧ください。
  - ◎物件登録及び利用者登録ともに、申請書の様式を豊後大野市移住定住ポータルサイトからダウンロードできます。
  - ◎空き家バンクへの登録は無料ですが、契約が成立した場合、豊後大野市宅地建物流通センター所属の不動産業者への手数料が発生します。
- 【売買の場合】所有者・利用者の双方  
【賃貸の場合】利用者のみ



### ■ 利用者の方へ (制度利用にあたっての注意事項)

- ◎空き家見学等の対応は、原則、利用者登録を行った方のみとしています。
- ◎空き家の見学については、事前に日程の予約をお願いします。
- ◎一つの空き家に対し、複数の方から契約交渉の申し入れがあった場合は、一番初めに申し入れがあった方を優先します。
- ◎一度に複数の空き家の契約交渉の申し入れをすることはできません。
- ◎契約にあたっては、トラブル防止の観点から、豊後大野市宅地建物流通センターの仲介を推奨しています。



● 空き家バンク活用促進補助金



豊後大野市移住関連事業一覧

項目	内容	対象者	金額等
持家取得助成金	Uターン、Iターン者が、新築または、住宅購入を行う際の助成金 ※新築または新築住宅の購入の場合は、建物価格が1,000万円以上を対象 ※中古住宅の購入の場合は、建物価格が500万円以上を対象	転入者等	市内業者新築 100万円 市外業者新築 30万円 中古購入 50万円 ※その他小規模集落加算あり (45歳未満の世帯主20万円) (義務教育終了前の子10万円/人)
空き家改修補助金	Uターン、Iターン者が、空き家バンク登録物件に入居し空き家を改修する際の補助 ※改修費用が、50万円以上を対象 ※施工業者が市内業者の場合に限る	転入者等	補助上限額 購入(小規模集落)100万円 購入(上記以外) 80万円 賃貸(小規模集落) 50万円 賃貸(上記以外) 40万円 補助率1/2
Uターン促進多世代住宅改修事業補助	Uターン者が、豊後大野市にある実家等にUターンし、住居を改修する際の補助 ※三世以上の同居の場合に限る ※施工業者が市内業者の場合に限る	Uターン者	補助上限額 120万円 150万円(小規模集落) 補助率2/3
空き家成約奨励金	空き家バンク登録物件所有者が、賃貸借契約及び売買契約を行うことに対する奨励金	所有者	定額10万円
空き家家財道具等処分補助	空き家バンク登録物件が、賃貸借契約または、売買契約が成立したときに空き家の家財道具を処分する経費の補助	所有者 転入者等	補助上限額10万円 補助率1/2
移住者店舗等開設支援事業費補助金	県外からの移住者が、市内で店舗等の開設をするために必要な費用を補助 対象経費:空き家バンク登録物件又は空き店舗の購入費・新規建設費・改修費・設備費・備品購入費・運搬費	転入者等 (県外移住者に限る)	補助上限額100万円 補助率1/2

\* 空き家バンクに登録することができる申請者とは、建物と土地の所有者になります。  
\* 転入者等とは、直近5年間に豊後大野市に住んでおらず、本市に引越しをされる方、もしくは本市に既に引越しをしたが、1年を経過しておらず、引越し前も過去5年間に豊後大野市に住んでいなかった方をいいます。

空き家バンクによくある質問Q&A

Q.荷物や家財道具がそのままだけ大丈夫?



A.大丈夫です!家財道具等については、入居者が決まった時点で片付けていただくか、場合によっては入居者が引き続き使う場合もあります。契約成立後には家財処分費助成の活用(上限10万円(補助率1/2))も可能です。

Q.床や壁など若干修繕が必要な場所があるけど登録できる?



A.一部修繕が必要な空き家でも登録できます。(ただし老朽化が著しく、大規模な補修等が必要な場合は登録をお断りさせていただく場合があります。)なお、市外から移住する方が空き家バンクを通じて契約した場合は上記の「空き家改修補助金」の助成が可能です。

Q.賃貸、売上の価格…相場価格ってどのくらいなの?



A.物件の立地や家屋の状態によって売買や賃貸の価格は変わってきます。物件登録後、市と協定を結んでいる豊後大野市宅地建物流通センターによる参考価格の提示が可能です。



豊後大野市空き家バンク  
活用ガイド

空き家の  
管理に困ってる…

空き家を  
長持ちさせたい…

人に貸したいけど  
どうすれば…



長いこと空き家、  
防犯上不安が…

空き家バンク  
登録制度とは

豊後大野市空き家バンク登録制度とは、市内にある空き家の有効活用を通して、定住促進による集落の維持、活性化、豊後大野市民と市外居住者との交流拡大を図るため、定住等を希望される方に空き家に関する情報提供を行うものです。

豊後大野市に移住を考えている方、また魅力を感じている方は、どうぞ同制度をご利用ください。

【空き家バンクに関するお問い合わせ先】

豊後大野市役所 まちづくり推進課 TEL.0974-22-1001 FAX.0974-22-3361  
豊後大野市宅地建物流通センター TEL.0974-22-6880 FAX.0974-22-6896

